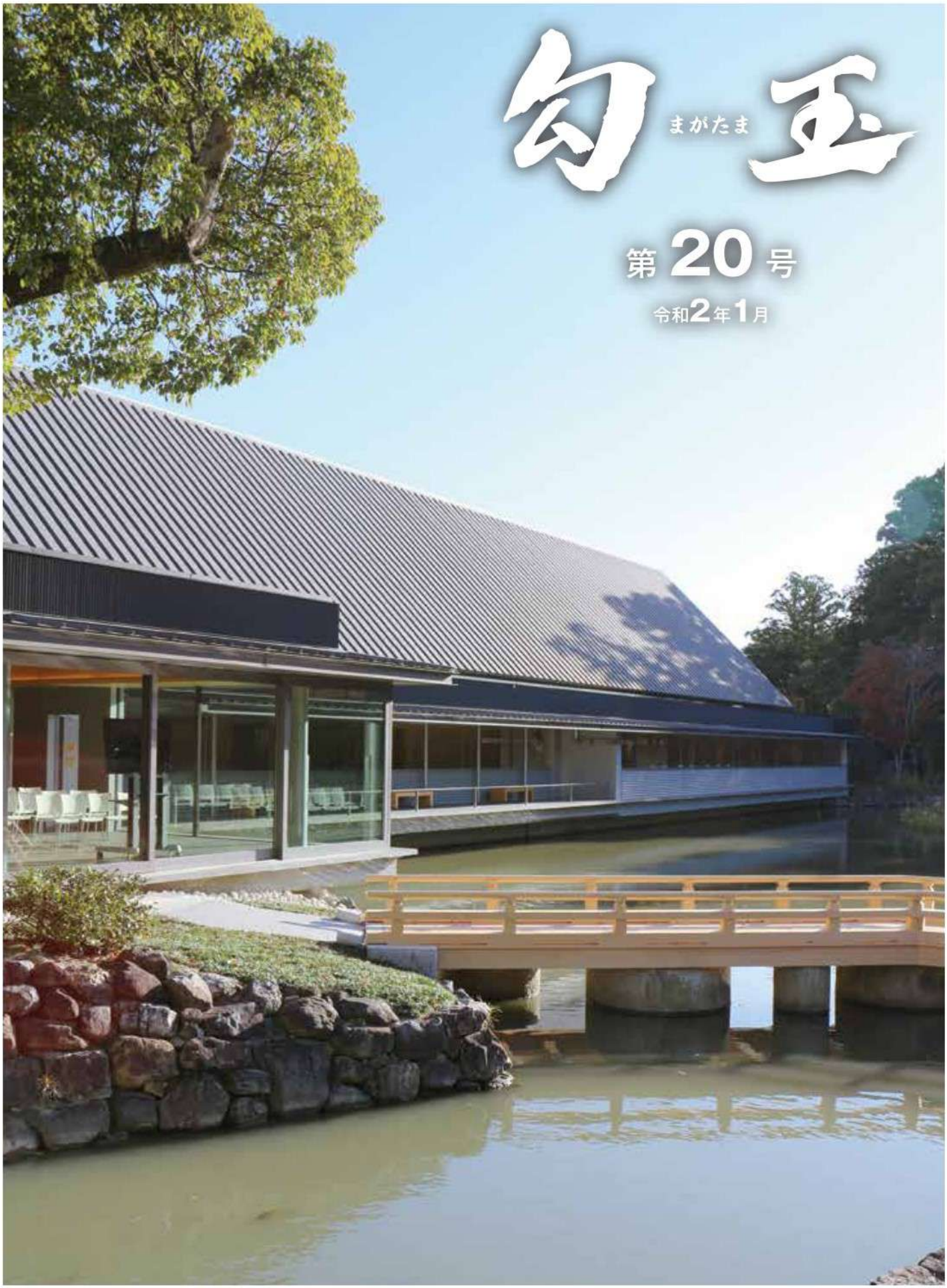

勾玉（まがたま）

第20号

令和2年1月

公益社団法人 伊勢法人会

伊勢市岩渕1丁目7-17　TEL 0596-28-5665
FAX 0596-24-8315

表紙説明

【式年遷宮記念　せんぐう館】

伊勢神宮の式年遷宮を紹介する博物館です。伊勢神宮外宮（げくう）の勾玉池のほとりにあり、平成25年の第62回神宮式年遷宮を記念して建設されました。

「神宮式年遷宮を伝える」ことを基本理念としており、外宮正殿原寸大模型をはじめ20年に一度繰り返してきた式年遷宮に関する神事や、新しく作り替えられる御装束神宝の調製過程を実物資料で展示している施設です。

令和元年11月７日にリニューアルオープンし、展示の一部が一新されました。

営業時間　午前９時から午後４時30分（最終入館は午後４時迄）
休 業 日　毎月第４火曜日（祝日の場合はその翌日）

お知らせ

新春税務講演会

日　時　2月6日㈭　15:00～
場　所　神宮会館　大講堂
内　容　名古屋国税局長による講演会

税務経営研究会・志摩支部研修会

日　時　2月8日㈯　14:00～
場　所　志摩市磯部生涯学習センター
内　容　大島花子（坂本九氏の娘）によるコンサート

目　　次

会長あいさつ …… 1
国税局　年頭あいさつ …… 2
伊勢税務署長あいさつ …… 3
2019年度　納税表彰式 …… 4～6
法人会活動 …… 7～13
企業訪問 …… 14～15
2019年度　税制改正要望活動 …… 16～17
青年部会だより …… 18～19
新入会員紹介 …… 20
伊勢税務署からのお知らせ …… 21～23
県税事務所からのお知らせ …… 24～25
伊勢市役所からのお知らせ …… 26～27

新年のごあいさつ

(公社)伊勢法人会 会長　石 川 周 平

会員の皆様、あけましておめでとうございます。

令和初の新年を迎え、さぞかし、すがすがしいお気持ちで、過ごされた事と存じます。

昨年は、日本国民として記念すべき麗しい年になりました。

５月に天皇陛下がご即位され、11月の大嘗祭の儀を終えられ神宮に御奉告「ご親謁の儀」に参られました。

私達も天皇皇后両陛下を身近に、お出迎えさせていただき、伊勢地域ならではの喜びと幸せを共有させていただきました。

両陛下には良き令和の時代が末永く続きますようご活躍を願うばかりでございます。

さて本年も、混沌とした国際情勢の中で、特に米国と中国の貿易分野の衝突による中国経済の減速や、韓国との政治的摩擦、香港情勢等日本への影響を注視しなくてはなりません。

また、頻繁に発生する大規模な自然災害等も他人事ではなく、自分の事として日常の準備と覚悟をしていかなければなりません。

昨年の法人会事業を２点あげますと、１つは税務署の皆様に消費税の軽減税率の対応について、各支部への研修会等を通じ精力的にご説明、ご指導をいただきました。

実施以来３か月経過し、会員の皆様には試行錯誤もあろうかと存じます。

今年も引き続きあたたかいご指導をお願い申し上げます。

２つ目は、10月に三重で開催された全国大会で発表されました「令和２年度税制改正に関する提言」につきまして、全法連並びに各法人会が国、地方自治体に陳情致しました。

毎年の地道な活動ですが、会員企業にとって大切な事業と認識されております。

本年は、いよいよ夏から始まる「東京五輪」を楽しみにしながら、伊勢法人会も会員一同、青年部会、女性部会と共に力を合わせ、また各保険会社の協力を得て前向きに明るい地域社会を目指し、活動を推進していきましょう。

皆様のご協力、ご支援を心からお願い申し上げます。

年頭の御挨拶

名古屋国税局 課税第二部長　北 川 昌 弘 氏

令和二年の年頭に当たり、公益社団法人伊勢法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年より、新たな「令和」の時代が始まりました。

新しく迎える年が「令和」の出典である万葉集の締めの句「新しき年の初（始）めの初春の今日降る雪のいや重（し）け吉事」のように、良い事が積もり、会員の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、近年、経済社会のＩＣＴ化やグローバル化の進展を背景とした取引形態や決済手段の多様化など、税務行政を取り巻く環境は大きく変化し、その変化は加速しております。

このような状況の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに課せられた使命を果たすためには、納税者の皆様へのサービスを充実させるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会において作成されております「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、昨年10月から消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率制度の円滑な導入に向けて、法人会の皆様方の御協力を賜りながら制度の周知・広報の取組を推進してきたところであり、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後とも、制度の定着に向けアンテナを高くして取り組んでいくこととしておりますので、更なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さらに、社会保障・税番号（マイナンバー）制度につきましては、同制度の更なる定着に向けて、ｅ－Ｔａｘの利用促進と併せたマイナンバーカードの取得促進や法人番号の社会的インフラとしての利活用についての周知・広報にも取り組んでまいります。

これらの取組を進めていくためには、法人会の皆様のお力添えが不可欠であると考えており、国税当局といたしましては、今後も法人会の皆様との連絡・協調を密にしながら適切な対応に努めてまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人伊勢法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

公益社団法人伊勢法人会会員の皆様には日頃から税務行政に深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年が皆様にとって素晴らしい一年でありますように心からお祈り申し上げます。

伊勢税務署長　松井　保之

2019年度　納税表彰式

受賞の皆様おめでとうございます。

2019年度の納税表彰式が11月13日(水)、伊勢シティホテルで執り行われました。

多年にわたって、円滑な税務行政の推進に寄与された功績により、この度、その栄に浴されました。法人会関係は次の方々です。

受賞者の喜びの声

(敬称略)

名古屋国税局長表彰

副会長
田岡　正廣　氏
有限会社 マサヤ

図らずもこの度、名古屋国税局長賞をいただき心より御礼申し上げます。

小学生の時、絵とか習字で表彰してもらった事がありましたが、それ以来の受賞で、その当時子供心に嬉しかったことを思い出します。人に誉めていただくのはいくつになっても嬉しいものです。喜びは元気の源でもあり、生きる意欲にも繋がります。七十四歳であとわずかで任期満了ですが頑張りたいと思います。これからもご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

伊勢税務署長表彰

港・御薗副支部長
濵口　繁一　氏
松屋製菓 株式会社

この度は、まことに有難うございました。表彰をして頂き大変嬉しく、光栄に思っております。会社も私個人もまじめに経営に取り組んできたことを評価して頂けたのかなと身の引きしまる思いです。

10月から消費税もあがり増々厳しい経済状況になって参りましたが、表彰を受けたことを誇りに思い、さらに業績を向上させるよう努力していくつもりでおりますので、宜しくご指導くださいますようお願い申し上げます。

2019年度　納税表彰式

伊勢税務署長表彰

女性部会副部会長
岡崎　陽子　氏
アルファ電子 株式会社

このたび、伊勢税務署長表彰をいただき、身に余る光栄と深く感謝いたしております。このような賞をいただくことになるとは思ってもいませんでした。

公益社団法人伊勢法人会女性部会は、夏休み親子映画会、税金展、署長講話、バス研修などすばらしい行事で、多くの方々の協力を得て行われています。現在、世代交代をされた若い人たちが活動に参加していただくようになりました。古いしきたりの上に新しい風をふき込み、元気に活躍しています。微力ながら、伊勢法人会女性部会に尽力してまいりたいと思っています。

今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

伊勢税務推進協議会長表彰

度会支部長
世古　武弘　氏
有限会社 世古林業

この度思いもかけない伊勢税務推進協議会長表彰を受賞させていただき、誠に有難く身に余る光栄と、心から感謝申し上げます。

これもひとえに、伊勢法人会会員の皆様に励ましていただきながら、共に活動させていただいた賜であると、改めて御礼申し上げます。

これからも、伊勢法人会会員として微力ながら努力精進していく所存でございます。皆様の温かいご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

伊勢税務推進協議会長表彰

南伊勢副支部長
河合　澄晴　氏
有限会社 イズミソフトウェア

これまで法人会での活動で税の目的について考える機会を沢山持たせていただきました。そしてこのような表彰をしていただいたことはとても名誉なことだと感じております。

これからも法人会での活動の中で、地元への貢献できる事柄はないのか考えてゆきたいですし、これを励みに皆様と共により多く働けたらと思います。

2019年度　納税表彰式

伊勢税務推進協議会長表彰

志摩支部長

小林　教郎　氏

株式会社 セレモ

この度思いがけず伊勢税務推進協議会長表彰をいただき、大変光栄に存じます。

これも志摩支部役員の皆様をはじめ会員の皆様のご指導、ご支援のおかげと感謝しております。

今回の受賞を機に今後も税知識の普及そして税の使途について研鑽し、微力ではございますが納税意識の向上に努めてまいります。

本当にありがとうございました。

伊勢税務推進協議会長表彰

女性部会副部会長

杉山　翠　氏

株式会社 三重軸装

この度は、過分にも伊勢税務推進協議会長表彰に推挙いただきまして誠にありがとうございました。

このような誉れある機会を迎えることが出来ましたのは、日ごろ伊勢法人会女性部会において税に対する知識、教養を高めること機会が持てました事と感じております。

そして、公益法人として活動する法人会員の皆様、そして何より税に関する知識の指南にご尽力下さる伊勢税務署の皆様のお陰でありますこと、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

この貴重な体験を生かし、世代を超えて租税への認識を高めることが出来るよう、取り巻く情勢により変化する税制度の理解、普及を微力ながら深めていけますよう精進していきたい所存です。どうぞ今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

法人会活動

第302回税務経営研究会

日程：2019年11月５日(火)～６日(水)
場所：伊勢商工会議所
内容：消費税軽減税率制度について
　　伊勢税務署　法人課税第一部門統括官
　　田中　　悟　氏
　　伊勢税務署　法人課税第一部門上席国税調査官
　　佐藤　哲也　氏

角前研修委員長挨拶

※伊勢商工会議所、鳥羽商工会議所、志摩市商工会、玉城町商工会、度会町商工会、南伊勢町商工会、大紀町商工会、伊勢青色申告会、伊勢間税会、伊勢納税貯蓄組合と合同開催

税金展

日程：2019年11月３日(日)
場所：いせシティプラザ
内容：税に関する作品展示・表彰式

絵はがきコンクール入賞作品

※最優秀賞

※伊勢税務署長賞

※南勢志摩租税教育推進協議会長賞

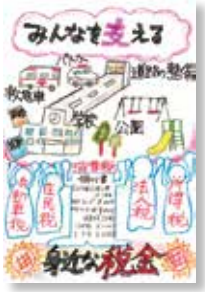

※伊勢税務連絡協議会長賞

※法人会長賞

※税制委員長賞

※女性部会長賞

★税に関する習字

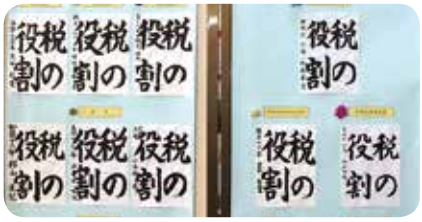

★税に関する作文

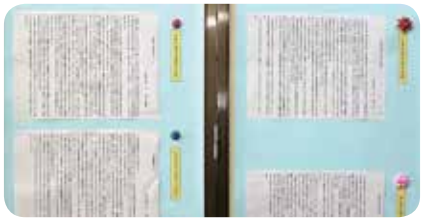

★税に関する標語

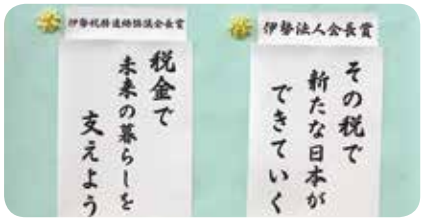

法人会活動

オータムコンサート

日　程：2019年11月24日(日)
場　所：シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
内　容：伊勢の高校生がおくる　合唱・吹奏楽によるコンサート
出演校：伊勢・伊勢学園・伊勢工業・皇學館 各高等学校

♪♪♪ 伊勢高校 合唱部 ♪♪♪

♪♪♪ 伊勢学園高校 吹奏楽部 ♪♪♪

♪♪♪ 伊勢工業高校 吹奏楽部 ♪♪♪

♪♪♪ 伊勢高校 吹奏楽部 ♪♪♪

♪♪♪ 皇學館高校 吹奏楽部 ♪♪♪

♪♪♪ 合同演奏 ♪♪♪

法人会活動

度会支部研修会（バス研修）

日程：2019年10月16日(水)
内容：ビジネスフェア2019、
　　リニア・鉄道館見学
※度会町商工会と合同開催

度会町商工会　出展ブース

北豊支部研修会（バス研修）

日程：2019年10月20日(日)
内容：水陸両用観光バス乗車、
　　長浜商店街散策、
　　岡村本家　酒蔵見学

法人会活動

度会支部研修会

日程：2019年９月11日(水)
場所：度会町商工会館
内容：消費税軽減税率制度について
伊勢税務署 法人課税第一部門統括官
田中　悟 氏
※度会町商工会と合同開催

志摩支部研修会

日程：2019年９月18日(水)
場所：志摩市商工会館
内容：消費税軽減税率制度について
伊勢税務署 法人課税第一部門統括官
田中　悟 氏
※志摩市商工会と合同開催

Aブロック研修会

日程：2019年９月27日(金)
場所：伊勢商工会議所
内容：【第１部】消費税軽減税率制度について
伊勢税務署 法人課税第一部門統括官　田中　悟 氏
伊勢税務署 法人課税第一部門上席国税調査官　佐藤　哲也 氏
【第２部】人生が変わるアンガーマネジメント入門
怒りを味方につける９つの習慣
スポーツジャーナリスト　瀬戸口　仁 氏

法人会活動

南伊勢・大紀支部合同研修会

日程：2019年11月１日(金)
場所：大紀町コンベンションホール
内容：【第１部】改正事業承継制度の概要と要点
伊勢税務署　資産課税部門統括官
前田　規寿 氏

【第２部】導入後における軽減税率制度のポイントと注意点
伊勢税務署　法人課税第一部門統括官
田中　　悟 氏

※南伊勢町商工会、大紀町商工会と合同開催

玉城・宮川支部合同研修会

日程：2019年11月７日(木)
場所：玉城町商工会館
内容：【第１部】改正事業承継制度の概要と要点
伊勢税務署　資産課税部門統括官
前田　規寿 氏
【第２部】導入後における軽減税率制度のポイントと注意点
伊勢税務署　法人課税第一部門統括官
田中　　悟 氏

※玉城町商工会と合同開催

城田支部研修会

日程：2019年11月12日(火)
場所：伊勢問屋センター
内容：導入後における軽減税率制度のポイントと注意点
伊勢税務署　法人課税第一部門統括官
田中　　悟 氏
伊勢税務署　法人課税第一部門上席国税調査官
佐藤　哲也 氏

法人会活動

小俣支部研修会

日程：2019年11月19日(火)

場所：小俣老人福祉会館

内容：【第１部】導入後における軽減税率制度のポイントと注意点

伊勢税務署　法人課税第一部門統括官

田中　　悟 氏

伊勢税務署　法人課税第一部門上席国税調査官

佐藤　哲也 氏

【第２部】改正事業承継制度の概要と要点

伊勢税務署　資産課税部門統括官

前田　規寿 氏

※伊勢小俣町商工会と合同開催

鳥羽支部研修会

日程：2019年11月26日(火)

場所：鳥羽シーサイドホテル

内容：【第１部】「税にまつわる？よもやま話（国税局税務相談室とは）」

伊勢税務署　副署長　　土嶋　千春 氏

【第２部】「税務職員としての体験談（旅行大好き？特別調査情報官）」

伊勢税務署　法人課税第一部門統括官　　田中　　悟 氏

法人会活動

全国大会（三重大会）

日程：2019年10月３日(木)
場所：津市産業・スポーツセンター

≪次　第≫
第１部　　記念講演
　　テーマ：皇室と神宮
　　講　師：伊勢神宮 広報室広報課長　　音羽　　悟 氏
第２部　　式　　典
第３部　　懇 親 会

伊勢法人会は、西尾副会長（県連 三重大会実行委員長）のもと、10月１日から会場設営等準備を行い、10月３日はクローク、総合受付等来場者をおもてなししました。
ご協力いただきました皆様、ありがとうございました。

西尾実行委員長 挨拶

来賓誘導

会場設営

活動パネル

お出迎え

クローク

総合案内

来場者誘導

企業訪問

こんにちは

大豐和紙工業 株式会社

代表取締役　中北喜得（なかぎたよしえ）　様

伊勢市大世古１丁目10-30　TEL（0596)28-2359

今回の企業訪問は伊勢市の大豐和紙工業株式会社です。中北喜得代表をお訪ねいたしました。会社の創立は1899年（明治32年)、以来120年にわたって神宮大麻（お神札)、お守りや暦などに使用される神宮御用紙を奉製しています。

会社は伊勢市駅や外宮から徒歩で約12分、御師 龍大夫邸跡に位置しています。「神宮御用紙製造所」と書かれた石柱を横にして、敷地に入ると時間の流れが変わりました。工場、伊勢和紙館、伊勢和紙ギャラリーなどのほか、龍の井、明治天皇行在所遺址と書かれた記念石碑が存在しています。木造の趣ある建物と見事にマッチしています。

和紙の原料となる「楮（こうぞ)」や「三椏（みつまた)」の木も植栽されています。中北代表からそれらの木の前で手漉き和紙製造の手順をうかがいました。

①原料とする木の表皮を煮熟し、繊維をとり出す
②繊維を叩き解して不純物を丁寧に取り除く
③漉き舟に張った水に、繊維を均一に分散させる
④桁にはさんだ竹簀を使って、水中から繊維をすくい上げ紙層を形成する
⑤乾燥させる

キャリア20年以上の職人さんが巧みに簀桁を操って、一枚一枚和紙を漉く作業を見学することができました。完成した和紙は所定の大きさに裁断され、念入りな検査を経て出荷されます。

企業訪問

機械抄き和紙の製造も見学できました。機械抄きの伊勢和紙は、手漉きの伊勢和紙と同様に清浄で、風合いゆたかで、印刷適性にすぐれ表面強度も合わせ持ち、全国の家庭に頒布されるお神札用紙として必要な特質を備えています。

神宮に御用紙を届けるという使命を果たすため、長い年月にわたり格別に丁寧な奉製を心がけてこられたそうで、「原料や生産の道具など、和紙づくりを取り巻く環境はどんどん変わっていきます。その中で、同じ品質の紙を作り続けることはたいへん難しいことです。」「それでも、必要とされるかぎり、変わらない品質の紙を必要なだけ作り続けてきました。」中北代表の言葉が印象に残りました。

「伊勢和紙館」では紙漉きの工程パネルや道具、資料の展示、大豊和紙工業の歴史を紹介しているほか、工芸紙、インクジェットプリンタ対応和紙、オリジナルのはがき、便箋や封筒などが販売されています。加えて、伊勢和紙館に設置されている印刷機材を活用して伊勢和紙での写真や版画など作品づくりをすることができます。毎月第二土曜日には伊勢和紙館や工房にて和紙にまつわるイベントを開催しています。伊勢和紙ギャラリーでは伊勢和紙を使用した写真や絵画・書の作品展示が年に数回開催されています。皆さま、お誘い合わせてぜひ一度お出かけください。

中北代表、お忙しい中ご対応いただきありがとうございました。

◎開　　館　伊勢和紙館
9:30～16:30
土曜日、日曜日は休館
（第２土曜、ギャラリー展示期間は開館）

◎お問合せ　TEL（0596）28-2359

《インタビュー出席者》
広報委員会　山路浩一広報委員長、柴原昇広報副委員長

2019年度　税制改正要望活動

毎年、伊勢市・鳥羽市・志摩市に対する税制要望活動を行っています。
全国各地の単位会に於いても税制改正に関する提言活動を活発に行っています。
石川会長、木村税制委員長を始めとする税制委員の方々と森専務理事が税制改正に関する要望書を持参しました。

【国会議員】　　衆議院議員　　三ツ矢　憲生 氏

【地方自治体】

伊勢市　市長・議長

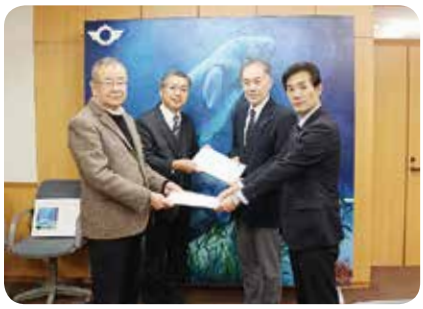

鳥羽市　市長・議長

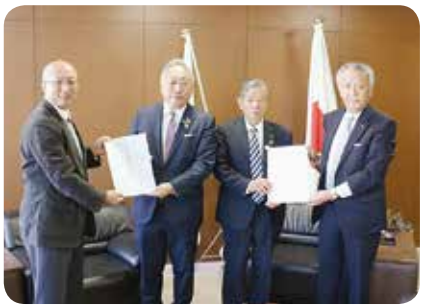

志摩市　市長・議長

玉城町　町長・議長

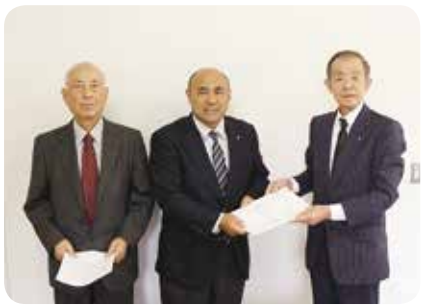

大紀町　副町長

度会町　町長・議長

南伊勢町　町長・議長

税制について
皆様の声をお待ちしています

伊勢法人会では現在の税制について会員様のご意見、ご要望をお聞きして一般社団法人三重県法人会連合会を通じ、公益財団法人全国法人会総連合（全法連）へ要望しております。

全法連では、これらを取りまとめ政府及び関係機関へそれぞれ提言書を提出しています。会員の皆様の小さな声を大きな輪にして届けましょう。

同封の記入用紙に要望事項をご記入の上、事務局へお知らせ下さい。お待ちしております。

令和2年度 税制改正スローガン

●経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体的改革を！

●適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！

●中小企業は日本経済の礎。
活力向上のための税制措置拡充を！

●中小企業にとって事業継承は重要な課題。
本格的な事業継承税制の創設を！

青年部会だより

新年あけましておめでとうございます

青年部会長
下岡　龍一

会員の皆様におかれましては日頃より法人会青年部会の活動に多大なご尽力、ご理解を賜りまして誠にありがとうございます。元号が「令和」に変わり新たな時代のスタートと共に我々伊勢法人会青年部会といたしましても法人会の基本的方針に基づき、租税教育の推進を中心とした「税」に関する活動、地域経済の活性化や社会貢献活動に益々力を注いでまいります。また、全法連青連協が取り組んでいる「財政健全化のための健康経営プロジェクト」についても理解を深め会員の皆様にも周知をして頂けるよう日々活動してまいりたいと考えております。伊勢法人会青年部会の更なる向上・発展を目指しリーダーシップ精神をもって法人会活動に取り組みますのでご支援ご協力をお願い申し上げます。

合同スポーツ交流会

■令和元年９月20日・いせシティプラザ
■会員交流委員会

本年度の青年部会・女性部会・伊勢税務署職員の方々との合同スポーツ交流会も参加者より毎年好評の『風船ダーツ』を行いました。

競技は税務署・青年部会・女性部会の混合チームでリーグ戦を行った後、各リーグの上位２チームによる準決勝と決勝戦を行いました。

誰でも気軽に行える競技の為、各チーム大いに盛り上がり、スポーツを通じて交流を深めることが出来ました。

盛り上がった風船ダーツ

土嶋伊勢税務副署長による始投式

菱田副委員長による競技説明

優勝チーム

全国青年の集い・大分大会

■令和元年11月７日・８日
■会務渉外委員会

全国の青年部会員が一同に集う「全国青年の集い」が九州大分の地に開催され、下岡部会長をはじめとする青年部会員で参加しました。

大会では、ファッションモデルで多方面で活動されているアン ミカ氏による記念講演や租税教育プレゼンテーション等が開催され、今後の活動に大いに糧となるものを得る大会となりました。

多くの皆様のご参加をお待ちしています

第7回

税制クイズ大会

300名 参加者募集

税金によって、警察や消防、教育など公共サービスが行われます。
税金は、社会に必要なものを整え、経済が健全に発展していくためにいろんなところに使われています。税制クイズ大会ではそういった税金の役割や仕組みについて、小学生のみなさんが考えて理解を深めることを目指しています。

日　時　2020年2月9日(日)
■受付・開場／13時30分　■開始／14時00分

会　場　伊勢市ハートプラザみその　多目的ホール
伊勢市御薗町長屋2767　TEL〈0596〉22-6602

応募資格　伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡の小学生全学年対象

応募方法　往復ハガキのみ（ハガキ1枚につき1名）
詳しくは、学校で配布されたチラシをご覧下さい。

クイズ方式　予選：○×式クイズ
本選：2名1組で早押し・早抜けクイズ
（ペアは当日くじ引きで決定）

伊勢法人会 見た人だけが得するよ！

賞　品　優勝～10位(20名)まで賞品、参加者全員に参加賞を進呈します。
◇ 優　勝　Nintendo Switch Lite
◇ 2　位　焼肉ちえ商品券
◇ 3　位　リップスティック
◇ 4　位　チェキ
◇ 5　位　カメラ付き空撮ドローン

※クイズ大会終了後に、本選に出られなかった人を対象に抽選会を行います。

※写真はイメージです

主　催　公益社団法人伊勢法人会 青年部会

後　援　伊勢税務連絡協議会、南勢志摩租税教育推進協議会、一般財団法人大蔵財務協会
伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町の各教育委員会

そ の 他　先着順で受付いたします。
悪天候の場合、中止させていただくことがあります。
2月8日(前日)に決定いたしますので、当会ホームページ(http://isehojinkai.or.jp/)にてご確認下さい。

お問い合せは

公益社団法人伊勢法人会 青年部会
〒516-0037 伊勢市岩渕1丁目7-17 伊勢商工会議所5階
TEL〈0596〉28-5665　FAX〈0596〉24-8315
平日9：00～17：00　土日祝及び年末年始(12/28～1/5)は休業

新入会員紹介

2019年８月１日～2019年11月30日（順不同）

ご入会ありがとうございました

株式会社 にしぐち

代表者名：西口　直人 氏
住　　所：伊勢市佐八町1203-24
支　　部：宮川支部
業　　種：生命保険代理業

株式会社 ケイミックス パブリックビジネス

代表者名：橋本　鉄司 氏
住　　所：港区虎ノ門２丁目2-5
支　　部：明倫支部
業　　種：公共施設の管理運営等

有限会社 伊勢志摩メンテナンス

代表者名：中井　由紀 氏
住　　所：伊勢市前山町495
支　　部：厚生支部
業　　種：建物管理
会社ＰＲ：公共施設、ホテル、店舗のガラス、床、カーペット、貯水槽、木洗い、さらにグリストラップの清掃などを行っております。環境を美しく清潔に整え、全てが循環するように、心を込めてさせていただいております。

伊勢税務署からのお知らせ

これからは手放せない！

マイナンバーカード

おもて面にあなたの顔写真入り！「**身分証明書**」として使えるよ！

＜おもて面＞

＜うら面＞

うら面のICチップにあなた本人であることを証明する、「**電子証明書**」が入っているよ！

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

くらしを便利に！マイナンバーカード！

身分証明書になる！
ライブ会場の入場、携帯の契約、会員登録などに使える！

各種証明書をコンビニで取得できる！
全国のコンビニで、住民票の写しや課税証明書などが取得できる！
※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30～23:00までとなります。

自治体ポイントで買い物ができる！
地域の商店やオンラインでお買い物に使える！

健康保険証として使える！
2021年3月(予定)からスタート！
ピッとかざすだけでOK！
とっても便利に！

スマホ・パソコンでラクラク！
・オンラインで確定申告ができる。
・子育てをはじめとする行政手続ができる。
・健診結果や医療費が確認できる(予定)。

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル　マイナンバー

0120-95-0178

平日　9時30分～20時00分
土日祝　9時30分～17時30分（年末年始を除く）

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード	その他のお問合せ
050-3818-1250	050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English,Chinese,Korean,Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について inquiries about My Number System	通知カード、マイナンバーカード inquiries about Notification Card and My Number Card
0120-0178-26	0120-0178-27

マイナンバーカードの申請方法はこちら

https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/

内閣府　総務省

伊勢税務署からのお知らせ

パソコン スマホ から 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

- 税務署に行く手間がかかりません！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

（注）確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

STEP 2 申告書を作成

- 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP 3 e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の２つ！

① マイナンバーカード

取得方法は裏面を見てね！

② ICカードリーダライタ　又は
マイナンバーカード対応のスマートフォン

又は

一部の端末のみ

（注）マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、裏面をご参照ください。

IDとパスワードで送信

- 「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- 確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

（注）・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。

伊勢税務署からのお知らせ

スマホ×確定申告　～ネクストステージ～

進化するスマート申告！

スマホで見やすい専用画面

令和２年１月から、２か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、**スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。**

申告書の作成
はこちらから！

開発中の画面ですので、実際の画面と異なる場合があります。

e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」（裏面参照）に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

（注）・タブレット端末からもご利用いただけます。
・e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

対象端末の一覧
はこちらから！

操作が分からない場合は「よくある質問」へ

確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の**「よくある質問」**に掲載しています。

よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、**電話**でお問い合わせすることができます。

※　お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

（注）国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。
また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、最寄りの税務署へお問い合せください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。　マイナンバーカード　取得方法

スマホによる申請
はこちらから！

国税庁　法人番号7000012050002　2019.9

県税事務所からのお知らせ

法人県民税・事業税の税率改正について
地方法人特別税の廃止及び特別法人事業税の創設について

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人県民税法人税割及び、法人事業税所得割・収入割の税率が改正されました。（県民税均等割と事業税付加価値割及び資本割の税率に変更はありません）

同時に、法人事業税と併せて申告いただいていた「地方法人特別税」が廃止され、新たに「特別法人事業税」が創設されました。（申告方法は地方法人特別税と変わりません）

税率については下記のとおりです。

●法人税割

法人等の区分	H26.10. 1以後に開始する事業年度	R元.10. 1以後に開始する事業年度
1．資本金額（出資金額）が１億円を超える法人 2．課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人 3．保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%
上記以外の法人	3.2%	1.0%

●法人事業税

区　　分	所得等の区分		H26.10.1以後に開始する事業年度	H27.4.1以後に開始する事業年度	H28.4.1以後に開始する事業年度	R元.10.1以後に開始する事業年度
普通法人 外形標準課税対象法人は除きます。	年400万円以下の所得		3.4%			3.5%
	年400万円を超え800万以下の所得		5.1%			5.3%
	年800万円を超える所得 軽減税率不適用法人（※1）		6.7%			7.0%
特別法人（※2）	年400万円以下の所得		3.4%			3.5%
	年400万円を超える所得 軽減税率不適用法人（※1）		4.6%			4.9%
電気･ガス供給業、保険業	収入金額		0.9%			1.0%
外形標準課税対象法人	所得割	年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
		年400万円を超え800万以下の所得	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
		年800万円を超える所得 軽減税率不適用法人（※1）	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
	付加価値割		0.48%	0.72%	1.2%	
	資本割		0.2%	0.3%	0.5%	

（※1）軽減税率不適用法人：３以上の都道府県に事業所を有し、資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人
（※2）特別法人：地方税法第72条の24の７第５項に定める法人（農協・信用金庫・中小企業等協同組合・医療法人等）

●地方法人特別税（R元.9.30以前に開始する事業年度まで）

法人区分	課税標準	H28.4.1以後に開始する事業年度	R元.10.1以後に開始する事業年度
外形標準課税対象外法人	所得割額	43.2%	廃止
特別法人		43.2%	
外形標準課税対象法人		414.2%	
収入金額課税法人	収入割額	43.2%	

●特別法人事業税（R元.10.1以後に開始する事業年度から）

法人区分	課税標準	R元.10.1以後に開始する事業年度
外形標準課税対象外法人	所得割額	37.0%
特別法人		34.5%
外形標準課税対象法人		260.0%
収入金額課税法人	収入割額	30.0%

県税事務所からのお知らせ

令和元年10月から「地方税共通納税システム」がスタート

令和元年10月１日から、地方税共通納税システムを用いれば、全ての地方団体に納税ができます。

金融機関の窓口等での納付が不要になるほか、複数の地方団体への一括納税が可能となるなど納付事務の負担が軽減されます。手続き等は、地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）にお問い合わせください。

電話　0570-081459　　**ホームページ**　https://www.eltax.lta.go.jp/

大法人の電子申告による申告書等の提出義務化について

大法人が、令和２年４月１日以後に開始する事業年度の申告書を提出する場合、電子申告（ｅＬＴＡＸ）により提出しなければならないこととなりました。電子申告で提出されなかった場合は、不申告として取り扱われます。

大法人とは、内国法人のうち、事業年度開始時において、資本金又は出資金の額が１億円を超える法人並びに、相互会社、投資法人及び特定目的会社をいいます。

手続き等は、上記地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）にお問い合わせください。

申告書・納付書等の発送停止について（令和２年10月から）

三重県では、従来より申告期限が近づいた全ての法人に対し、申告書（納付書付）等を郵送させていただいておりましたが、現在電子申告をいただいている法人につきましては、令和２年10月（予定）より、電子申告上で「プレ申告データ」を送信した上で、申告書（納付書付）等の送付を停止させていただきますのでご理解の程よろしくお願いします。

なお、納付につきましては、上記の「地方税共通納税システム」をご利用いただくか、三重県のホームページより納付書をダウンロードのうえ使用していただきますようお願いします。

また、紙申告をいただいている法人につきましては、従来どおり、申告書（納付書付）等の送付を継続いたします。

詳細については下記のホームページで確認いただけます。
http://www.pref.mie.lg.jp/common/01/ci600003231.htm

伊勢市役所からのお知らせ

償却資産の申告をお忘れなく

令和２年1月１日現在で、伊勢市内に事業用の資産（駐車場舗装、エアコン、パソコン、コピー機など）を所有している人は、１月31日(金)までに、償却資産申告書を提出してください。償却資産の申告はｅＬＴＡＸでも行えます。

申告書は、伊勢市役所課税課固定資産税係のほか、各総合支所や支所でも受け付けています。新規事業者など用紙がない方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

先端設備等導入計画の特例について

伊勢市は、平成30年８月３日付けで経済産業省から伊勢市導入促進基本計画の同意を得、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を行っています。

商工労政課で、先端設備等導入計画の認定を受けた設備は、３年間、固定資産税がゼロになります。

●特例を受けるには？

先端設備等導入計画は、設備取得前に計画の申請と認定を受ける必要があります。詳しくは、伊勢市ホームページのサイト内検索で『生産性向上特別措置法』もしくは『先端設備等導入計画』を検索し、商工労政課に計画を申請し、認定を受けてください。

※同じような特例に中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の特例があります。これは、経済産業局など担当省庁で経営力向上計画の認定を受け、平成31年３月31日までに取得した設備について３年間、固定資産税が２分の１になります。この特例は既に終了していますが、適用期限までに認定を受けた設備は対象となります。

どちらの計画も、対象となる資産の特定に、計画申請書及び認定書の写しや工業会の証明書の写しが必要となりますので、償却資産の申告と必要書類の添付を忘れないようにしてください。

半島振興法による不均一課税の申請について

伊勢市では、製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業の事業者が、資本金規模によって定められた一定額以上の機械、建物等を取得した場合、半島振興法による不均一課税を申請することが出来ます。

固定資産税における資本金要件は次のとおりです。

個人事業主、資本金1,000万円以下の法人	⇒	500万円以上
資本金5,000万円以下の法人	⇒	1,000万円以上
資本金5,000万円超の法人	⇒	2,000万円以上

（情報サービス業等・農林水産物等販売業は、資本金規模に関わらず500万円以上）

半島振興法による不均一課税の申請書及び必要な添付書類について、詳しくは伊勢市ホームページのサイト内検索で『半島振興法』を検索してください。

固定資産税に関するお問い合わせ先
伊勢市岩渕１丁目７番29号　伊勢市役所　課税課　固定資産税係　(0596)21-5532

伊勢市役所からのお知らせ

事業所の皆様へ
ｅＬＴＡＸ（エルタックス）のご案内

ｅＬＴＡＸ（エルタックス）とは？

ｅＬＴＡＸは、地方税の申告や申請を地方公共団体の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムで、無料で登録・利用いただけます。またそれぞれの地方公共団体で行う必要がある地方税の申告や申請の手続きを一括して行うことができます。以下にご利用の流れをご紹介します。

ｅＬＴＡＸのご利用流れ

eLTAXホームページ
http://www.eltax.lta.go.jp/

STEP 1　利用届出の作成
- eLTAXのホームページから利用届出（新規）を提出します。

STEP 2　利用者ID・仮暗証番号の発行
- 利用者ID･仮暗証番号が発行され、電子申告等のサービスがご利用いただけるようになります。

STEP 3　eLTAX対応ソフトウェアの取得
- PCdeskは、eLTAXホームページから取得します。
- 税務会計ソフトウェアは、eLTAX対応のものを使用してください。

STEP 4　暗証番号の変更
- PCdeskなどの、eLTAX対応ソフトウェアからeLTAXへログインし、仮暗証番号を変更します。

STEP 5　電子申告、電子申請・届出、電子納税ができるようになります!
- 電子申請・届出を行う方が代理人の場合は、利用者IDが必要です。

ｅＬＴＡＸで利用可能な手続き

①電子申告対象税目
- ●法人都道府県民税　●法人事業税　●地方法人特別税　●法人市町村民税
- ●固定資産税（償却資産）　●個人住民税（給与支払報告書等や特別徴収関連手続き）　●事業所税

②電子申請・届出
- ●法人設立届出や異動届出等　●電子申告の手続きに関連した申請・届出手続き

③電子納税
- ●申告の手続きに関連した納付手続きができます。　※固定資産税（償却資産）を除く。

ｅＬＴＡＸ使用の義務化

2020年４月１日以降に開始する事業年度からは、資本金が１億円超の法人等が行う法人住民税及び法人事業税の申告は、ｅＬＴＡＸによる提出が義務化されました。

また、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、基準年（前々年）における給与又は公的年金等の源泉徴収票の税務署への提出枚数が1,000枚以上（2021年１月１日以降の提出分は100枚以上となる予定）である時は、ｅＬＴＡＸ又は光ディスク等による提出が義務化されております。

※給与支払報告書については、１月末までにご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

エルタックスに関するお問い合わせ先
電話（ヘルプデスク）：0570-081459　（繋がらないとき：03-5521-0019）

住民税に関するお問い合わせ先
伊勢市岩渕１丁目７番29号　伊勢市役所　課税課　市民税係　（0596）21-5534

謹賀新年

今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様に
安心をお届けしてまいります
本年も何卒よろしくお願い申し上げます

令和二年

〈引受保険会社〉
Aflac アフラック

三重支社
〒510-0074 三重県四日市市鵜の森1-3-23 四日市中央通りビル6F
法人会フリーダイヤル 0120-876-505
受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)